



人権と福祉のまちづくりをめざすコミュニティセンター

江山人権福祉センターだより

新年度のごあいさつ

◇日頃より江山人権福祉センターに対しまして、地域の皆様をはじめ、ご利用者の方々にご理解ご支援をいただき心から感謝を申し上げます。

当センターは地域のコミュニティとして「人権と福祉のまちづくりの推進」を常に心に留めながら、より良い施設づくりに努力してまいりますので今後とも皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

所長 石田 重幸

新任のごあいさつ

◇このたび、4月1日付で中央人権福祉センターより着任いたしました。

地域の皆様にいろいろと教わりながら、一緒にいきいとした時間を過ごしたいと思っています。

不慣れなことも多く、ご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

人権福祉員 前田 栄子

転任のごあいさつ

◇このたびの人事異動で気高人権福祉センターへ転任することになりました。江山人権福祉センターでは短い期間でしたが、地域の皆様には大変お世話になりました。

皆様のご支援・ご協力に感謝申し上げますとともに、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。本当にありがとうございました。

人権福祉員 田中 陽子

ヤングケアラー問題について

「ヤングケアラー」とは

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。ヤングケアラーは、本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人とのたわいもない時間といった「子どもとしての時間」と引換えに、家事や家族の世話をしています。

中には、そうした影響を感じながらも自分がヤングケアラーであることに気付いていなかったり、「家族のことは家族でなんとかしなければ」という思いで頑張るあまり、一人で悩みを抱えてしまったりする人がいます。そこで国・地方自治体や民間団体において、ヤングケアラーの子どもたちの声を聞き、一人にしない取組が始まっています。

(政府広報オンラインより抜粋)



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

開催事業の様子

バルーンアート創作教室について

さゆり
去る3月26日(水)の春休み期間中に、森原早百合さんを講師に迎えて、「バルーンアート創作教室」を開催しました。

子どもたちは、森原さんの話を聞きながら、楽しそうに熱心に作品づくりに励んでいて、途中で風船が割れて困っている子をみんなで助け合いながら完成させて、出来上がった作品を使って嬉しそうに遊んでいました。



筋トレ&ストレッチについて

今年度、最初の筋トレ&ストレッチを4月7日(月)に開催しました。

そうま
今回は「(株)さんびる鳥取事業所」の石井颯馬さんの指導のもと、柔らかいボールを使用してストレッチ運動と筋力トレーニングに取り組み、これまでの体操と少し違った内容であったことから、皆さんが新鮮に感じた様子でした。



5月事業予定

会場:江山人権福祉センター

筋トレ&ストレッチ

12日(月)・19日(月) 13:30~14:30

陶芸教室

16日(金) 13:30~15:30

17日(土) 9:30~11:30

子ども食堂

7・21日(水) 16:00~18:00

学習支援事業

7・14・21・28日(水) 18:30~19:30

会場:江山学園(うさぎ児童クラブ)

手話教室

28日(水) 15:00~16:00

※日程については変更する場合がございます。ご了承ください。

ひとりで悩まないで!

-大切なのは誰かに相談することです-

人権福祉センターは社会福祉法に基づく福祉施設で、相談支援業務を中心に事業を展開しています。

人権に関わることをはじめ、生活上のさまざまな相談をお受けし、人権福祉センター職員や専門相談員(カウンセラー・弁護士など)が問題解決のための支援を行っています。

5月の専門相談日程

(予約が必要です)

カウンセラー相談

13日(火)・27日(火) 15:00~16:50

1名/1時間(2名まで)

夜間弁護士相談

15日(木) 18:30~20:30

1名/30分(受付3名まで)

会場・問合せ先

中央人権福祉センター ☎ 0857-24-8241